

長崎県後期高齢者医療広域連合議会 会議録(平成20年7月臨時会)

平成20年7月臨時会

平成20年7月7日（月曜日）午後1時開会
長崎県市町村会館6階

議事日程

- 日程1 議席の指定について
日程2 会期について
日程3 会議録署名議員の指名
日程4 経過報告
日程5 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例
平成20年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会
計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（23名）

1番	川副 善敬 君	4番	横山 弘藏 君
5番	大久保 進 君	6番	初手 安幸 君
7番	森 敏則 君	8番	水口 直喜 君
9番	河野 龍二 君	10番	林田 久富 君
12番	杉澤 泰彦 君	13番	神之浦伊佐男君
14番	町田 正一 君	15番	三山 幸男 君
16番	中塚 祐介 君	17番	川上 茂次 君
18番	田中 秀和 君	19番	古川 利光 君
21番	園田 智也 君	22番	中嶋 徳彦 君
23番	大塚 克史 君	24番	高村 照男 君
25番	源城 和雄 君	27番	野口 三孝 君
29番	吉原 孝 君		

欠席議員（6名）

2番	宮田 京子 君	3番	安富 安雄 君
11番	酒井八洲仁 君	20番	水田 寿一 君
26番	村田 生男 君	28番	津田 祐一 君

説明のため出席した者

連合長	吉次 邦夫 君	副連合長	吉岡庭二郎 君
副連合長	一瀬 政太 君	事務局長	松下 貞行 君
企画監兼次長	小川 政吉 君	総務課長	竹内 清吾 君
事業課長	浦山 孝文 君	保険管理課長	福田 良博 君

事務局職員出席者

書記 大竹 公明 君

＝開会 午後1時00分＝

○議長（吉原孝君）

皆さん、こんにちは。本日の出席議員は23人出席でございます。よって定足数に達しておりますので、平成20年長崎県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

日程1 議席の指定についてを議題といたします。各議員の議席は、お手元に配付いたしております議席表のとおり指定いたします。

【「議長、議事進行」という者あり】

○議長（吉原孝君）

9番河野議員。

○9番（河野龍二議員）

突然ですみません。きょうの出席議員が23名ということで、前回定例議会のおきも最後にはもう8人の議員が欠席されていたということが傍聴席からもそういうことがあっておりました。そういう意味では、きょう出席できておられない議員の欠席届が十分に出されているものなのか、その上で会議を進めていただきたいということで議長の方から説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（吉原孝君）

はい、ただいまの質問に対して事務局、欠席理由の説明を、次長。

○企画監兼次長（小川政吉君）

ただいま23名の出席ということで欠席議員がおられますけども、それぞれ公務の都合等で本日は欠席でございます。市議会の議会の関係業務でありますとか、あるいは合併関係の業務とかそれぞれ公務がありまして欠席でございます。

して、お一人は本日体調がすぐれないというふうなことで欠席になっております。以上です。

○議長（吉原孝君）

議事を進めます。ここで連合長から発言の申し出がっております。連合長。

○連合長（吉次邦夫君）

本日ご多忙の中に広域連合議会臨時会を招集いたしましたところ議員の皆様方にはご健勝にてご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本年4月からの制度施行に伴い被保険者証が届かないとの問い合わせ、保険料の年金天引きに伴う問い合わせ、苦情などにより、一時期、市町の窓口におきまして混乱を招いたところがございますが、重大なトラブルはなく4月15日の年金天引き日を境に落ち着きを取り戻しております。皆様を初め関係各位の方々のご支援、ご指導に感謝申し上げます。

さて、国におきましては野党から提案されました制度の廃止法案が参議院で可決され、その後、衆議院におきまして継続審議となり、この間制度の問題点や見直しの議論が活発に行われたところがございます。指摘されました制度運営上の課題で今後検討すべきものもございますが、私は高齢者の医療を社会全体で支える仕組みとしてこの制度を定着させることが大事だというふうに考えているところでございます。

このような中、去る6月4日、私ども九州各県の広域連合長によりまして制度が円滑に運営されますよう厚生労働大臣あて国による財政支援並びに制度の周知徹底、事務処理の改善等7項目にわたります内容を要望いたしましたところがございます。その後6月12日には、政府において運用面での改善として低所得者の保険料の軽減対策が取りまとめられたことにつきましては、既にご案内のとおりでございます。本日は、この保険料軽減策を受けまして7月中旬に保険料賦課を行う必要がありますことから、後期高齢者医療に関する条例の一部改正について緊急に臨時会を招集いたしましたところがございます。事業も開始し、3カ月を経過し順調に進捗しているところでございますが、今後もさらに周知に努め、県内にお住まいの高齢者の皆様を初め、関係機関の皆様のご理解が得

られるよう広域連合と各市町が一体となり円滑な運営のため誠心誠意努力してまいり所存でございますので議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、この議会に提案いたします議案につきましてよろしくご審議をお願い申し上げますとともに、議員皆様方の今後のご活躍を祈念いたしまして私のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（吉原孝君）

続きまして、日程2 会期についてを議題といたします。今議会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましてはお手元に配付のとおりとすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議なしと認めます。よって会期は1日間と決定いたしました。

次に日程3 会議録署名議員の指名を議題とします。議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議なしと認め、ただいまから指名いたします。会議録署名議員に5番大久保進議員及び14番町田正一議員を指名いたします。

次に日程4 経過報告を議題とします。事務局より説明を求めます。事務局。

○総務課長（竹内清吾君）

お手元に配付いたしております臨時会説明資料をご用意願います。14ページをお開き願います。

1. 被保険者証の見直しについて

制度施行に伴う新しい被保険者証を広域連合で一括して作成し、すべての被保険者に対し3月15日から3月25日にかけて各市町で配付をいたしました。被保険者証は名刺サイズのカード型であったために保険証として気づかないケースなどにより保険証が届かないとの問い合わせや、保険証の文字が小さくて見えにくいとの苦情が多数に上り、広域連合及び市町窓口で一時期混乱を招いたところでございます。その原因といたしまして、これまで使用されていた被保険者証のサイズについて各市町での扱いのサイズが異なり、19市町が名刺サイズ、4市町がはがきサイズであったことによるものでございます。

その対策といたしまして、市町の対応では市町の窓口において保険証が見当たらないという申し出があった場合は直ちに再発行し、医療機関の受診に支障がないよう対応いたしましたところでございます。三師会における対応では、長崎県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会に対しまして、被保険者が被保険者証を持参することなく受診することがあった場合には、後日、被保険者証の提示を求めていただく、または市町、もしくは広域連合に対しまして被保険者証の番号を紹介していただくなどにより医療機関窓口での混乱が生じることがないように協力依頼を行いました。

次に、システム上の対応では標準システムにおいて可能な範囲で氏名の文字の拡大等の一部改修を行い、6月年齢到達者及び5月7日以降の再発行から対応いたしましたところでございます。21ページにその資料を添付をいたしております。

今後の対応といたしまして、来年度の一斉交付に向けレイアウト、サイズ、色等について懇話会等関係者の意見を聞きながら検討することといたしております。

2. 保険料の仮賦課について

4月、6月、8月に支給される年金から特別徴収を行うため平成18年所得をもとに4月初旬に保険料の仮徴収額決定通知書を送付し、仮徴収を行いました。対象者は国保老人のうち年金からの天引きが可能な方で13万3,000人となっております。

3. 市町窓口の相談体制について

制度施行以来、広域連合及び市町では休祭日においても窓口相談体制を整え丁寧に関わりやすく説明するなどきめ細やかな対応に努めてきたところでございます。この結果重大なトラブルもなく、現在は落ち着きを取り戻しました。今後7月中旬に保険料の決定通知書、納付通知書がすべての被保険者に届くこと、また年金から口座振替の変更申し出等から来庁者、問い合わせ等が多くなることが予想され、広域連合、市町とも相談体制に万全を期し、きめ細かに対応していくことを6月27日開催の幹事会で申し合わせしたところでございます。

4. 広報周知について

4月からの制度開始に伴いまして国、県、市、町と一体となり広報等を行い周知に努めました。しかしながら説明不足との指摘もあり、さらなる制度周知を図るため広報誌への掲載、地区別住民説明会、出前講座等の開催など引き続きあらゆる機会をとらえ広報周知に努めることといたしております。

5. 懇話会の開催について

後期高齢者医療制度の運営に関し、関係者から広く意見を求めるため長崎県後期高齢者医療広域連合懇話会を設置することとし、委員を選任いたしました。なお、第1回の懇話会は7月中旬に開催をする予定にいたしております。委員名簿につきましては、次のページのとおりでございます。

6. 保険料賦課決定に対する不服申し立てについて

去る5月30日、長崎県に設置してある後期高齢者医療審査会に対しまして広域連合が行った保険料賦課決定の行政処分に対して56件の不服申し立てがありました。6月30日に開催された審査会において53件の受理を保留し、3件について行政処分長である広域連合に対し弁明書の提出が求められております。本連合といたしましては、法令及び条例等に基づき賦課した保険料でありますことから適切に対応することといたしております。

7. 九州各県広域連合長による厚生労働大臣に対する要望について

6月4日に九州各県の広域連合長がそろって舛添厚生労働大臣に対し国による財政支援、制度の周知徹底など7項目の要望を行いました。要望の主な項目は以下のとおりでございます。次のページをお願いいたします。

8. 政府・与党の制度見直しについて

本年4月からの制度の施行状況等を踏まえ、制度の円滑な運営を図るため6月12日に政府・与党による7項目にわたる制度の見直しがまとめられました。

1点目の保険料の軽減対策 これは後ほど条例改正案で説明するため省略いたします。2点目普通徴収の対象者の拡大 下記要件を満たす場合、申し出により普通徴収とすることができるというものでございます。国保税を確実に納付していた者は、本人口座から、連帯納付義務者がいる者で年金収入が180万円未満の者は、世帯主、または配偶者の口座からとなっております。

3点目診療報酬 後期高齢者終末期相談支援料については、当面凍結を含め中央社会保険医療協議会へ諮問する。このことにつきましては既に7月から運用が凍結されております。後期高齢者診療料については中医協ですみやかに検証作業に着手する。4点目広域連合と市町村の役割、責任分担の明確化 国、都道府県、広域連合、市町村を通じて一層の広報活動を行うとともに、保険料に関する相談対応について市町村の役割を明確にする。5点目人間ドック費用への助成事業 人間ドック費用の助成事業は、自治体独自の事業であり、各自治体において住民の意思を十分に聞いて健康増進事業の実施メニューのあり方を検討する。なお、広域連合や市町村の創意工夫による健康増進への取り組みを促進する。6点目各種事務事業の実施に当たってわかりやすい説明、見やすい印字に心がける。7点目資格証明書の交付 相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質なものに限って適用する。

また、今後検討すべき課題として、1. 保険料軽減判定を個人単位とすること。2. 保険料の年金からの徴収の対象要件。3. 70歳から74歳の自己負担増。4. 都道府県の関与のあり方があげられております。

なお、次のページに参考といたしまして、これまでの広報の実施状況を掲げております。後刻、ご高覧いただきたいと思います。

以上で経過報告を終わらせていただきます。

○議長（吉原孝君）

次に日程5 議案第15号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第16号「平成20年度長崎県

後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の2議案を一括議題といたします。提案理由につきまして、事務局の説明を求めます。事務局。

○事務局長（松下貞行君）

ただいま上程されました議案第15号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第16号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、それぞれの提案理由について説明させていただきます。

まず初めに、議案第15号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。先ほどありましたように、平成20年6月12日に政府において決定された高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についてを受け、所得の少ない方に対する保険料の軽減を行うため条例の一部を改正するものでございます。資料は、本日配付の先ほどの臨時会資料によりご説明いたします。資料の9ページをお開きください。これは6月12日の政府決定の高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についてまとめたものでございます。この内容は、本年の4月からの制度施行状況を踏まえ、制度の円滑な運営を図るため高齢者の置かれている状況を十分配慮し、きめ細やかな措置を早急に講ずるとともに、地方自治体関係者と十分連携し広く国民に周知するというふうになっております。

それでは、本議案と関係がございます項目についてご説明いたします。9ページ中段の1. 保険料の軽減対策でございます。（1）所得の低い方への配慮といたしまして7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について均等割額を9割軽減とする。（2）所得割額を負担する方のうち所得の低い方、具体的には年金収入210万円程度までの方になりますが、所得割額を50%程度軽減する。（3）これらの措置を講じても、なお保険料を支払えない事情がある方については、個別の減免も含め市区町村においてきめ細かな相談体制を整備する。（4）これらの措置は、平成21年度から実施し、今年度においては経過的な軽減対策を講ずる。（5）以上の財源措置については、システム改修経費等の取り扱いや概算要求基準との関係を含め政

府・与党の責任において適切に対処すると決定されたところでございます。

その保険料の軽減につきましては、次のページになります11ページ、12ページに年金収入で見た場合の軽減イメージをそれぞれ掲げております。11ページ、平成21年度につきましては、この表の下段に相当する部分が保険料の均等割に相当し、上段が所得割に相当する部分でございます。均等割にかかる部分において7割軽減世帯のうち年金収入80万円以下の世帯について9割軽減にするものでございます。また、所得割につきましては年金収入153万円から210万円程度の方を所得に応じて軽減を行うものでございます。その割合は右側の表のとおりになっております。なお、この平成21年度にかかる軽減に関する条例の一部改正につきましては、平成21年の2月の定例会に上程するというふうに考えているところでございます。

次に、平成20年度における経過措置としての保険料の軽減につきましては、次の12ページをご覧ください。12ページをお願いいたします。同じく下の方が均等割額7割軽減に該当する方を書いております。7割軽減に該当する方全員につきまして、さらに8.5割に引き下げるとというのが一つございます。もう一つが年金収入で210万円以下の方の所得割額を一律50%軽減するというものの2つでございます。このようなことから同じ資料の、すみません1ページに戻っていただきます。1ページが条例改正の概要でございます。1番目の所得割部分の軽減でございます。基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方、年金収入の場合は211万円以下の方が対象になりますが、その所得割額を50%軽減するものでございます。参考までに2ページ右側のページに表を示しております。所得割部分の表は上の方でございますけれども、その右の端、合計のところに書いてありますが、その対象となる被保険者数が長崎県の場合1万3,045人で軽減額は1億3,747万7,000円と試算しております。

1ページの方の2点目でございます。2点目の均等割の軽減でございます。これは7割軽減世帯を一律8.5割に軽減するものでございます。その対象となります被保険者数は右側の2ページに記載しておりますが、被保険者数7万4,551人で、軽減額は4億7,158万9,000円と試算しております。

また、3点目は今回の軽減に伴いまして軽減後の賦課額と従前した仮徴収額

との間に差額が生じる場合がございます。その差額が500円未満の場合には、免除するというものを規定するものでございます。次に同じ資料の3ページをお開きになってください。3ページは新旧対照表でございます。附則で新たに3条追加しております。附則第8条の所得割負担の50%の軽減及びそれから派生いたします端数の免除にいての附則10条については、現在国におけるシステムの開発が遅れていますことから、本年8月からの施行となり、附則9条の均等割の8.5割軽減については7月の当初賦課から行いたいと考えているところでございます。以上が平成20年度における保険料の軽減にかかる条例の一部改正の内容でございます。

続きまして、議案第16号「平成20年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明をいたします。資料は同じ資料の7ページになります。議案書では5ページ以降になります。本議案は議案第15号の条例の一部改正に伴い補正を行うものでございます。所得割部分の軽減額が1億3,747万7,000円、均等割額部分4億7,158万9,000円となり、合計6億906万6,000円となります。これは保険料軽減に伴う財源を国が全額負担するため、国庫支出金の特別調整交付金を増額し、市町からの保険料負担を6億906万6,000円減額するため、財源組みかえをするための歳入予算の補正を必要とするためのものでございます。

以上が平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（吉原孝君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示しください。何かございますか。9番河野議員。

○9番（河野龍二君）

それでは全体的に、まずお伺いしたいと思います。今回、こうした条例の改正になる中で、一つは当然のことだと思いますが確認させていただきたいのは、この軽減措置がさかのぼって行われる、いわゆる4月からの保険料その前から

既に天引きされているわけですから、そういう形で行おうとしているところだと思いますけど、そこら辺を一つ確認させていただきたいのと、あわせてまだまだこの制度そのものが十分理解されていない状況があるというふうに思っております。先ほどの経過報告の中でも今後もそういう説明会を開いていきたいというふうな内容も含まれておりました。特に、また今回条例が変わることによってさらに内容がよくわからなくなるという形もあると思いますので、引き続きその説明会をされるという方向なので、具体的な方向性があればその考えを示していただきたいということで2点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉原孝君）

答弁をお願いします。はい、事務局。

○保険管理課長（福田良博君）

今のご質問の1番の方でございます。この軽減措置はさかのぼるのかということでございますけども、これは平成20年度ということでございまして、当然賦課期日というのは4月1日から始まっておりますので、4月から平成20年度においてこの軽減措置を適用するというところでございます。

○総務課長（竹内清吾君）

次に制度の広報について説明をさせていただきます。まず、この広報につきましては、今回直近に行うものは被保険者対象者全員に今回賦課の決定通知書をお送りしますが、その際、今回の軽減措置等をお知らせの文書を同封するようにいたしております。また、市町の広報誌につきましても今回の軽減策、そして、普通徴収への切りかえ等についてもお知らせをするようにいたしております。また、参考まででございますけども、国におきましても今後、国の方でもリーフレットの配付の予定、自治体への広報の参考資料の提供ということで予定がされております。また、出前講座等につきましても、広域連合といたしましても積極的に実施をするような形で考えております。

以上でございます。

○議長（吉原孝君）

9 番河野議員。

○9 番（河野龍二君）

それでは、次に今回は軽減措置がとられるということで非常に歓迎したい内容であるのですが、ただ、長崎県の後期高齢者医療制度に対する被保険者の対象が約19万人と言われる中で、今回、この軽減措置が受けられる方が8万7,600人ぐらいと、大体約5%ぐらいの方しかこの軽減措置が受けられないという形になっている状況ですよね。ちょっと間違いがあれば訂正していただきたいと思いますが、私の数字によるとそういうふうになると思うんですけども、そういう中で私も一般質問の中で独自の軽減措置をとってはどうかというふうな形を提案したことがあるんですが法定減免があると、7割、5割、2割の軽減措置があるからそれでやっていくんだという形で行ってきたんですけども、やっぱり今回こうした多くの批判の中で新たに、さらに軽減していくというふうな形になったんだというふうに思います。この間、こうした問題をいろんな団体に取り上げて、一つは日本民主医療機関連合会が実施したアンケートでは国保より安くなったというのがわずか6%で41%の方がこの後期高齢者医療になって高くなったというふうに言われている中で、特に伺いたいのは、先ほどの経過措置の中で国に対して、これまで財政支援の要望をしてきたと連合長のごあいさつの中でそういうふうになりましたね。ぜひ、そういう意味ではわずか数パーセントしか今度軽減措置が得られなかったというのは、やはり財政支援の問題だというふうに思うんですよ。そういう意味では、全国的には都道府県が広域連合に財政支援をしているところがあります。連合長としても、今後長崎県にそうした財政支援を求めていくお考えがないものなのか、そして新たな負担が重い方の軽減をしていく方向性がないものなのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（吉原孝君）

連合長。

○連合長（吉次邦夫君）

今、新たな負担の軽減を県の方に財政的な援助を受けることはないかということでございますが、この制度は先ほどの私の冒頭の総括説明の中でお話し申し上げましたように、去る6月4日に九州連合長で集まりまして、いろんな国に対しましての制度の見直し、あるいはまた財政支援について要望してまいったわけでございますが、そのときも大体このアウトラインが話をされました。それぞれ国の大きな一つの制度でございますので、私ども県に対しましてこの制度を、あるいはまた県独自でまた見直すというのはなかなかこれは難しい問題でございます。そういったことで、特に今の段階で県に対しましてこの財政の支援を要望する考えはございません。

なお、先ほど来から軽減が6%とかってそんな話でございましたが、諫早市なんかでも調べてみますとかなりのほとんどの方、ほとんどと言ったら失礼でございますけれども8割以上ぐらいは、もともとこの長崎県では大体そうだと思います。国民健康保険からこれに移行された方を大体軽減されているようでございます。もちろん現役並みの収入があったり、いろんなこと年金が高額である、年金も相当の高額でなければ上がることはないと思いますが、ほとんど大体下がっているというような状況でございますが、全国的に言われております高くなったというのが、もともとこの国民健康保険が従来から市町単位、あるいは東京都は区単位でございますが、そういった中でももともとこの国民健康保険に税を投入していたということで、保険料そのものを安くなっているというようなことございます。そういったところが、それは高くなっているところもあるようでございますけれども、長崎県については、ほとんどそれぞれ各市町でそういった状況でございますので、ほとんどのところでは少なくとも8割程度は下がっているというふうに私は思っているところでございます。

以上でございます。

○企画監兼次長（小川政吉君）

河野議員からの質問の中で数字の訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回の保険料の軽減策の対象になる方が5%程度というふうなご指摘がございましたけれども、この説明資料の2ページに掲げておりますように、参考

の四角い表の中ですね、所得割の部分につきましては1万3,000人ぐらいの方が対象になりますのでおおむね6%程度かというふうに計算されます。ところが、均等割部分は7万4,500人程度が軽減されるということで、この両方合計いたしますとやはり47%ぐらいになるということでございまして、全体の被保険者のおおむね半数ぐらいの方は今回の軽減の適用が受けられるというふうにご理解していただければと思います。以上です。

○議長（吉原孝君）

ほかにございませんか。はい、12番杉澤議員。

○12番（杉澤泰彦君）

今回の議案と直接ということじゃないんですが、要望に近いんですが、きょうですねこの説明資料、きょう配付ということなんですよね。これを事前に配付できなかったのかなというふうに思っとるわけですね。当日配付では、なかなか質疑というのも非常に難しい。ご承知のように、この制度自体が非常に入り組んでいるという部分がありますので、ただ、今回のきょうの条例改正ですよ、これだけの内容がこれだけのボリュームを含んだわけなんです。これ、条例だけでこれだけ勉強してこいというのは非常に難しいということありまして、やはりこういう議案の説明資料というのは事前にやってはいただきたいなということで、きょう、これ、私も持ち帰って新たに勉強し直さなくちゃいけないわけなんです。本来だったならば、事前に配付されておれば事前にまた私たちもそれを勉強してきて、ここで質疑をやって、また効果的な理解を深めることができたんじゃないかなと思うんです。その点についてちょっとお伺いします。

○議長（吉原孝君）

はい、事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）

ご指摘の件は、大変失礼を申し上げます。実は、議案も大変申しわけなかったんですけども、本日、当日で差しかえをお願いするというふうなことでございまして、これは何しろこの制度、この見直しが決まったのが6月の12日でそれから20日程度時間はあったんですけども、この間に8.5割引き、50%軽減という制度の大枠は決まったんですけども細かい部分がなかなか決まりませんでした。特に今回議案の差しかえをお願いした部分というのは、いわゆる差額が生じるところをどうするかということでございます。

4月から既に仮徴収をやっている方がおおむね7割ぐらいおられました。今回の新しい条例改正に基づくこの料率で計算をすると、既に仮徴収をしていた保険料との差額が生じる、これをどういうふうに調整するかということでございます。これは長崎県だけじゃございませんで、全国的にも同じことですが、そういう細かいところがなかなか調整することができなくて、そういう意味で議案そのものも今日差しかえをしていただくということで、大変無理なお願いをしたところでございます。そういう中で、その資料につきましても、そういうのに合わせながらずっと調整をしていた関係上、どうしても遅れてしまって大変申しわけなかったかなと思います。以後、ご指摘のように、今後は議案を送付する際には、できるだけ早目にこういう説明資料も送付したいというふうに努めますので、今回はご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉原孝君）

12番杉澤議員。

○12番（杉澤泰彦君）

今の事務局の説明で最後の件は、そういうのがあったと思うんですが、私たちとしては、もう大まかなあれでもいいんですよ。今回のやっぱり大がかりなこの制度改正ですので、そして、またもう報道関係でも言われているように、これ社会問題化しているわけなんですね。そういうこともありますので、今後事前配付というようなことに配慮していただきたいと思います。以上です。

○議長（吉原孝君）

よろしく申し上げます。ほかにありませんか。7番森議員。

○7番（森敏則君）

7番森です。資料の平成20年度の対応、平成21年度の対応ということでイメージというふうな形になっておりますが、今回はこの制度の見直しというのは負担が非常に大きいから少し軽減措置でも考えようかというような形の中で社会全体でこの制度を補いをして支えるというような形になっているかと思いますが、ここに11ページに③のところに、この今の制度がどうしてもこのような措置を講じても、なお保険料が上昇し、これを支払うことができない特別の事情があるものについては広域連合条例に基づく個人減免を行うことも含め、市町村においてきめ細かな相談を行える体制を整備すると、何かきめ細やかなところは市町村にぽんと振ってしまわれるような感じになるんですが、このところどうなんですか。

あまりにもこの制度自体をくらくらくら変えるというのも、制度自体がそもそもまだ成立していないというところも含めまして、このような文書がここにあるということ自体は、事務局、執行部としてどのような見解を持っていますか。

○議長（吉原孝君）

事務局。

○保険管理課長（福田良博君）

今の11ページの平成21年度の対応ということで、この中の③の減免ということなんですが、これは平成21年度におきましては年金収入が80万円以下の方は均等割を9割減免をいたしますと、それから所得割につきましては、これ年金で換算しますと収入が210万までの方は所得割を軽減をすると、これは右の方にありますように段階的に軽減をするという制度を国の方で考えているわけですが、これでもなお保険料が上がるであるとか、あるいは保険料の負担が困難であるということについては、この③であらわしておるわけで

すけども、この③について市町村の方にかなり負担がいくのではないかということにつきましては、保険料を軽減をするという行為そのものの権限は広域連合にあります。したがって、個別で減免をするとか、あるいは減免できないとかいった判断は広域連合で行うことということでございます。ここで市町村において、よりきめ細やかな相談について体制を整備するという文言につきましては、被保険者の一番身近な直接的な窓口というのが市町村の窓口ということでございますので、まずは市町村の担当課の方に自分はこういうことがあると、どげんかならんやろうかと、こういったご相談をまずは市町村の方の窓口でやっていただきたいと。それを受けて当然広域連合の方も市町と協議をしながら減免について判定をしていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つその制度がまだ動いているという中で、まず今我々がその情報として得ておりますのは、とりあえず平成21年度までの対応ということで国がこういうふうに軽減措置について資料を出しとるわけですが、今後どうなるというのはなかなかちょっとわかりにくい部分もございまして、こういった形で定着していくのかということになるとちょっと難しいというふうに考えておりますけども、平成20年度と、平成21年度について所得の少ない方に対する軽減措置はある程度できておるのかなという感じを受けております。以上でございます。

○議長（吉原孝君）

7番森議員。

○7番（森敏則君）

ただいまの説明で理解できたかという、これはなかなか理解できないものがございます。来年度の対応ということできめ細やかな部分が、先ほどできないとおっしゃったんですね。それをできるというふうな形になると、これ矛盾した話になってくるわけですよ。したがって、この文書そのものをこの③に上げるということ自体がいかげんなものかなと判断します。特に市町村が個別に判断し、なおかつこの広域連合で最終的な判断をされるということになると、例えば判定の基準がどのような判定の基準をもって減免するのか、しな

いのか非常に難しくなってくるのではなかろうかと思うのですが、そこら辺のところを、どう想定されていますか。

○議長（吉原孝君）

連合長。

○連合長（吉次邦夫君）

このところの11ページと12ページにつきましては、国からきた文書そのまま上げております。ですから、おっしゃるように、ただこれだけ読んでもわかりませんですね。今の説明聞いてもはっきりわかりません。正直言いまして。だから、要するに平成20年度こういうことで対応するわけですが、平成21年度につきましては、このようなきめ細やかな相談を行える体制を整備する、もちろん体制はちゃんと整備せないかん。ただ、しかし減免についてそういったものを含めということですが、やっぱりこれは国の一つの大きな統一方針といいますか、そういったものが出来ないと。いくら個別といいましても、どの辺までしていいのかというのはあります。ですから、その辺は今年度中にいろいろ国の方とも協議をしながら、最終的にはやっぱり一定の運用方針といいますか、そういったものが出るんじゃないかなというふうに思っております。そうしないと、そんなこの文書だけ読んでもさっぱりわかりません。正直言いまして。だから、その辺は今後とも国の方とも協議をしながら詰めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉原孝君）

25番源城議員。

○25番（源城和雄君）

25番の源城和雄でございます。直接議案と関係のないことも含めまして2、3点お伺いをしたいと思います。その前に私が選出をされております長崎市議会では、今回の6月議会の中でこの後期高齢者医療制度の廃止に関する請願、

これを採択をしておると、このような立場も踏まえて発言をさせていただきたいと思います。まず、連合長のあいさつ、あるいは報告の中にもありましたんですが、連合長のあいさつの中では、この制度をスタートして大きな混乱もなくとか、あるいは報告の内容の中では重大なトラブルもなくとか、こういう表現があえてされとったのではないかと思うんですが、私はそのような認識そのものが、今日の混乱を引き起こしておるんじゃないかと思うので、今後あいさつをされる時、あるいはこのような報告をされる際には、このような表現につきましては、ぜひ注意を払っていただきたいと。今、起こっている状態こそが大きな混乱でありトラブルであると、このように私は認識をいたしております。

それから、具体的なことでお尋ねしますが、報告の説明、報告の内容で説明資料14ページにあるわけですが、この保険証の今後レイアウト、あるいはサイズ、色等について見直しをされると、こういうことでございました。この大きさについてはがきサイズであれば、これまでどおりの紙ということでも差し支えないのかなと思うわけですが、今回この様式についての混乱の一つは、小さい免許証サイズといいますか、あのサイズで、しかもそれが紙であったということが大きなその混乱の要因でもなかったかと、このようなことを私は考えております。したがって、この小さなサイズ、証明書サイズといいますか、こういうものの場合につきましての紙という材質の問題についても、ぜひ加えて検討をお願いをしたいと思うわけですが、このことについても見解を求めておきたいと思います。

それから議案のことに関してであります。第16号議案この特別会計補正予算の内容でありますけれども、今回、所得割部分の軽減、あるいは均等割部分の計の合計、こういうものもありまして合計6億906万6,000円これを国の方の国庫支出金として交付金を増額を求めると、こういうことでの市町からの保険料負担を軽減するとこういう内容になっているわけですが、このような先ほど森議員からの発言にもありましたけれども、このような将来の医療費の医療費増を避けると、このようなものを目指したはずである後期高齢者医療制度がスタートしてみると、あそこに軽減策、ここに軽減策ということで逆に負担をふやしてくる制度になっているんじゃないかと思うので、こ

えます。一旦スタートしてみるとそのような問題があれば、その都度、その都度にパッチ当てのような継ぎはぎだらけの制度になっている、このような制度の実態なのではないかと、このように感じているわけであります。大きなこのような矛盾を抱えたこのような制度のあり方について、どのような説明をされるのかお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（吉原孝君）

連合長。

○連合長（吉次邦夫君）

私のあいさつの中に一時期、市町窓口におきまして混乱を招いたところがございますが、重大なトラブルはなく一応年金からの引きさりも境に落ち着きを取り戻したというふうなことでございます。確かに4月から1日からずっと21日までこれは3回ぐらい調査をいたしました。その中でいろんな問い合わせ、その他が来ましたのが1万8,300件です。県内ですべてあわせましてですね。だから、そういった意味ではちょうど10%程度当たりますですね、受給者の保険に入っている人のですね。だから、そういった意味では、確かにいろんな先ほどの保険者証だとかいろんな、あるいは捨ててしまったとかそんなのがたくさんあったようでございますけれども、確かにそういった意味では、今後とも十分そういったトラブルができるだけないようにしたいということでございます。重大なという意味合いがございまして、いずれにいたしましても、そういったこの表現につきましては、今後とも十分注意を払いながら述べさせていただきますというふうに思っております。

なお、そのほかの保険者証、その他につきましては担当の方からお話申し上げますが、確かに私自身が保険者証持っております。ここに入っております。もう見ましても、なかなか字が小さくてわかりにくいというふうなのがございまして。ただ、名刺型というのは、もう財布の中に入れておかれまして、非常にそういった意味では便利なんですね。だから、もう少し字を大きくできないかなというのは確かにございまして。そういったのは、今後とも十分工夫をしながら、研究しながら対応してまいりたいというふうに思っております。材質に

つきましては担当の方から答弁させたいと思います。

○議長（吉原孝君）

事務局。

○企画監兼次長（小川政吉君）

まず、保険証の材質のことについてお尋ねでしたので、お答えを申し上げますけれども、この保険証は確かに紙質でつくってございまして、ご指摘のとおり少しぺらぺらとして薄手の紙になっております。そういうご指摘もたくさんお受けしたところでございますが、今後はこの紙質、材質のあり方も検討することにしてございまして、何で紙にしたかというところを一言だけご説明をさせていただければと思います。

県内の被保険者の方が約18万7,000から8,000人ぐらい今おいでなんですけれども、これだけの方の被保険者証をプラスチックカード等をつくったら相当の経費と時間これがかかりまして、今の紙で高速プリンターで1分間に60枚印刷するプリンターでつくっても大体70数時間ぶっ通しやっつかからんと印刷が上がらんというふうな時間がかかるものでございまして、これをこの紙じゃなくて、もう少し厚手のプラスチックとかほかの材質というような形でもってきましたならば、これは相当の時間をかけないとできないというふうなことなんかいろいろ検討した結果、それで再発行とか年齢到達、毎月毎月年齢到達される方に前の月に送る分として、大体月々1,500人ぐらいの方が年齢到達で出てこられるんですけれども、そういう方の保険証をつくって送らないといかん。これを作ると再発行は市町村のプリンターでつくりますが、このプリンターを通すときに、紙でないとこれが通らないというふうなことなんかあって、これ、紙質を採用したというふうな経緯がございまして。

ただ、ご指摘のように被保険者の方からも相当なご指摘を受けましたので、今後どういう形ならばこれができるのかというのは少し懇話会の先生方のご意見、関係者の意見も聞いて検討させていただきたいと思います。今の証が来年の7月31日まで使えるということになっておりますので、次の更新時にそういう材質のあり方を検討させていただきたいと考えております。

また、今回の制度の見直しというのが、制度がスタートして間もないところで、またこういう保険料のあり方を見直しということでご指摘のように制度を継ぎはぎというか、こういう形でどんどん見直しが出てくるというのはなかなか好ましいものではないかというふうには思うわけですが、やはり制度始まってやってみてというのは非常に語弊があるかと思いますが、やはり問題があるようなところも出てくるわけで、今回初めてやってみるな、やっぱりわからなかったな、こういう問題が出てくる場所があったなというふうなところもありますので、そういう中で見直しをすべきところは、やはり国においても、また我々の事務サイドにおいても必要な見直しというのはやらないとしょうがないかなというふうにご検討いただいております。

きちんと制度が定着をして、これがルーチンの業務みたいになっていけばそういうことはなくなるんじゃないかと思っておりますけれども、制度スタートの時点であるということをご理解をいただきまして、多少そういう行ったり来たりというふうなところがあるところもご理解をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（吉原孝君）

源城議員、いいですか。ほかにありませんか。なければ、これをもって議案第15号及び第16号に対する質疑を終結いたします。これより各議案ごとに順次討論、採決を行います。まず議案第15号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。いいですか、9番河野議員。

○9番（河野龍二君）

議案第15号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について賛成の討論を行います。本議案は不十分ではあっても保険料の軽減がされる内容から賛成するものであります。この制度がいかに矛盾を抱えて始められたか、また国民、県民の理解が得られていないことを、この一部を改正する条例案は示しているものと私は感じております。この制度は4月の開始直前に制度の大幅な見直しが行われました。そして、さら

に今回新たな見直しと国民の批判がふえればふえるほど見直しを続けていく考えなのか理解ができません。

私はこの制度は、即刻中止し廃止することを一番望ましいと思っています。しかし、現状制度が進む中で被保険者の負担は大変なものです。生活ができない状態が、いつ生まれてもおかしくない状況にある方がたくさんいらっしゃいます。こうした状況を少しでも解決する取り組みは、私は必要だと考えます。この条例案はその一つだというふうに思います。

また、先ほど質問の中で触れさせていただきましたが、もう一つに県がやはりこの広域連合に財政負担をしていただくことも非常に大きな重要な問題だと考えています。全国ではこうした都道府県があり、東京都でも保険料の負担の軽減のために都が一部を負担している状況もあります。長崎県はこの間、諫早干拓やまた長崎県新幹線事業などに莫大な税金をつぎ込んでいます。事業の問題もありますが、こうした費用を少しでも財政支援していただければもっと安心できる制度が運営できるのではないかと考えます。ぜひ、そういった検討もしていただくことを強く望みまして賛成討論といたします。

○議長（吉原孝君）

ほかに討論ございませんか。なければ、これをもって討論を終結し採決をいたします。議案第15号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（吉原孝君）

起立総員であります。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。次に議案第16号「平成20年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。議案第16号「平成20年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を原案の

とおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（吉原孝君）

起立総員であります。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。次にお手元に配付いたしております陳情一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでごらんください。陳情書については承っておくことにいたします。お諮りいたします。本議会において議決されました各案件についてその条項、字句、その他整理を要するものについては議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議ないと認めます。よって本臨時会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期臨時議会に付議された事件は全部終了いたしました。これにて閉会いたします。皆さん大変ご苦労さまでございました。

＝閉会 午後2時06分＝

上記のとおり会議録を調製し署名する。

議 長 吉原 孝

署名議員 大久保 進

署名議員 町田 正一